

岩手

June

6

2014



『燃える草原(久慈市平庭高原)』 写真：眞 館 弘 治

みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害

(平成26年全国安全週間スローガン)

〔目次〕

全国安全週間	2
熱中症を防ぎましょう	3
子育てサポート企業として社会福祉法人誠心会を認定!!	4
セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなど 職場のストレスによる精神障害に関する相談窓口の利用について	5
中小企業事業主の皆さまへ「職場意識改善助成金」のご案内	6・7
クウェスチョン	8
インフォメーション、労働保険年度更新に係るお知らせ	9
講習会のお知らせ	10・11



今月は「全国安全週間準備期間」です。
安全を最優先する企業文化である安全文化の醸成に努めましょう。

「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」(全国安全週間スローガン)

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

労働災害は長期的には減少していますが、死亡災害は平成21年から大幅な増減を繰り返しています。一方、休業4日以上死傷者数は全国的には、平成22年からの3年連続の増加により、歯止めがかかる見込みとなったものの、岩手県内においては、4年連続の増加となり、更に、26年に入って、死亡労働災害が多発しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

特に、産業構造の変化等により、製造業、建設業等の労働災害の占める割合が減少し、小売業、社会福祉施設等の労働災害の占める割合が増加しています。

また、近年、トンネルの建設工事や大規模な化学プラントにおいて一度に複数の死亡者を出す重大な労働災害が繰り返し発生しているほか、産業構造の変化に伴い小売業、社会福祉施設等の第三次産業において労働災害が増加しており、その背景には、労働災害が多発した時代を経験し、安全に関する知識や経験を豊富に有する世代の労働現場からの離脱の進行と災害が発生していないことによる安全に対する慣れや過信が広がっていること、重大な災害が少ない第三次産業において安全に対する意識が低いことなどがあると考えられます。

こうした状況を踏まえ、平成26年度の全国安全週間のスローガンについては、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいくことの大切さを確認しつつ、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、第三次産業を中心として事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指す観点から、

「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」

をスローガンとして展開し、この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図ることとなりました。

安全週間及び準備期間中に 各職場で実施する事項は次のとおりです。

- ① 経営トップによる安全への所信表明及び職場の安全パトロール等の実施
- ② 今後の安全を考える職場の集いの開催による関係者の意思の統一及び安全意識の高揚等
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の標語、写真及び作文等の募集及び発表のほか、視聴覚教材等を活用した講演会等の開催及び作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ⑤ 労働者の家族への安全の文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑥ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑦ 「安全の日」等の設定
- ⑧ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項は次の通りです

- ◎ 全般的事項
 - ① 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
 - ② 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - ③ リスクアセスメントの普及促進等
 - ④ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進
- ◎ 業種の特性に応じた災害防止対策及び特定の災害防止対策
 - ① 第三次産業の労働災害防止対策
 - ② 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進
 - ③ 建設業の労働災害防止対策
 - ④ 製造業の労働災害防止対策
 - ⑤ 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - ⑥ その他の労働災害防止対策
- ◎ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ① 交通労働災害防止対策
 - ② 熱中症予防対策
 - ③ 腰痛予防対策
 - ④ 酸素欠乏症等の防止対策

熱中症を 防ぎましょう

熱中症は、「体内の蓄熱量が増加し、放熱が追いつかない状態で、水分やミネラルのバランスが崩れるなど体内の調整機能が破綻して現れる全身性の温熱障害をいう」とされており、高温多湿下の環境や運動や作業を行うときにみられるものです。このため、単に気温が高いだけでなく、湿度、通風、日照や高温物からの放射熱が関係しますし、その日の体調や暑さに身体が慣れているかどうか（熱順化）も関係します。

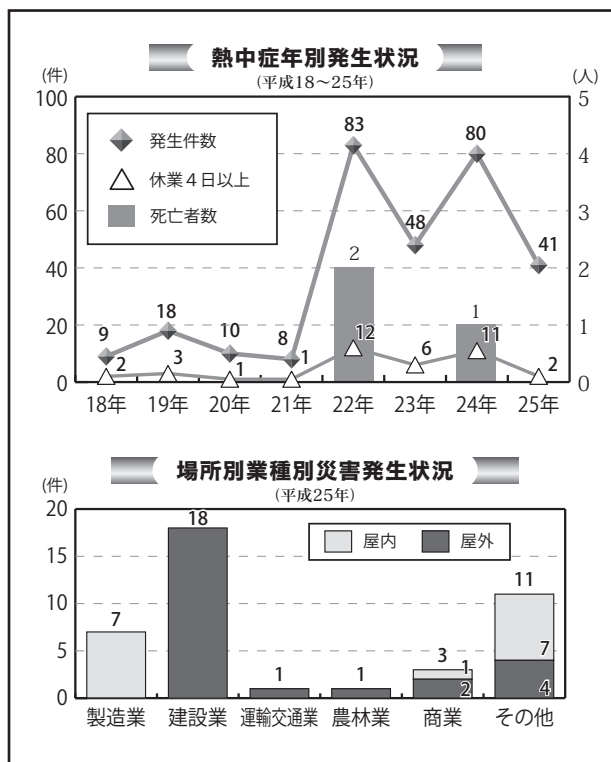
6月は、気温が上がり、湿度が高まる時期で、暑さに身体が慣れていない時期でもありますので、熱中症が多発する時期となっています。職場の作業環境管理、作業管理、作業者の健康管理、安全衛生教育に努めてくださるようお願いします。

また、熱中症は屋内作業においても発生しています。作業中に熱中症が疑われる状況となった場合は、屋外・屋内にかかわらず速やかな対応が重要となります。

救急措置が遅れて、死亡した事例もありますので、躊躇なく医療機関への搬送をお願いします。

岩手県では、業務中に熱中症による労働災害が、平成23年が48件、平成24年が80件、平成25年が41件発生しています。それ以前は10件前後で推移してきていますので、最近是多発傾向にあるといえます。

また、平成22年は2名、平成24年は1名の熱中症による死亡労働災害が発生しております。



改正「石綿障害予防規則」が施行

「石綿障害予防規則」が改正され、平成26年6月1日から施行されます。改正の概要は、以下のとおりです。

■石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置 (注)

損傷や劣化などで石綿粉じん発散のおそれがある場合

→建材の除去、封じ込めや囲い込みが必要となります。

封じ込め、囲い込みの作業では、隔離措置や特別教育、作業計画の策定などが必要になります。

■吹き付けられた石綿の除去などについての措置

集じん・排気装置

→排気口から石綿漏えいの有無の点検が必要となります。

作業場所の前室

→洗身室と更衣室の併設、負圧状態の点検が必要となります。

(注) 石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の使用例

- 保温材：熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されています。
- 耐火被覆材：吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されています。
- 断熱材：断熱のために、屋根折版や煙突に使用されています。

特定建築材料に該当する建築材料の例	
保温材	石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有バーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材
耐火被覆材	石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗材
断熱材	屋根裏用折版裏断熱材、煙突用断熱材

不明な点については、
お近くの労働基準監督署
又は岩手労働局健康安全課
(電話：019-604-3007) まで
お問い合わせください。



次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。また、認定企業に対し、建物等の割増償却が可能となる税制優遇制度が設けられています。

岩手労働局が新たに認定した企業の主な取組み状況は以下のとおりです。

社会福祉法人誠心会（葛巻町）

1 届出目標の実施内容

- (1) こども参観日を創設、職員の子を運動会などの施設の行事に招待した。
- (2) 年次有給休暇取得促進に関する内規を全職員に回覧、周知することにより年間3日以上 の取得者が60%以上となっている。
- (3) ワークライフバランス及び育児・介護休業に関する内部研修を実施した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が12日間育児休業を取得した。
- (2) 女性6名が出産し全員が育児休業を取得した。
- (3) 子が小学校就学前まで利用できる所定外労働免除制度を導入した。



弓岩手労働局長より認定通知書を受ける
社会福祉法人誠心会 和野理事長



厚生労働省では、労働者が親や家族等の介護のために、やむを得ず仕事を辞める「介護離職」を未然に防止するため、企業が仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示す、シンボルマークを決定しました。

シンボルマークは、厚生労働省ホームページからダウンロードして自由にご利用いただけます。

■シンボルマークの掲載・活用例

- ・労働者の募集・採用時に募集要項、会社案内、企業ホームページに掲載し取組をアピール
- ・商品、名刺等に掲載し企業のイメージアップ
- ・広報誌、社内報等に掲載し労働者に対する意識啓発の促進

■マーク利用の留意点

ご利用にあたっては、仕事と家庭の両立支援を公表するサイト（両立支援のひろば）に介護に関する取組の登録手続きが必要です。詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。

●厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/symbol.html

●両立支援のひろば

<http://www.ryouritsu.jp/>

男女雇用機会均等法等の改正法令説明会を開催！

日 時：平成26年6月24日（火）13:30～15:30
場 所：盛岡第2合同庁舎3階 共用会議室
対象者：事業主、人事担当者等
内 容：・改正均等則、指針及び均等法の留意点
・ポジティブ・アクションの取組みについて
・ポジティブ・アクション及び両立支援に関する助成金

お問い合わせ・説明会申し込み先
岩手労働局雇用均等室
電話 019-604-3010

セクシュアルハラスメント・ パワーハラスメントなど 職場のストレスによる精神障害に 関する相談窓口の利用について

労働局に寄せられた労働相談件数のうち、職場でのいじめや嫌がらせ（パワハラ・セクハラ等含む）に関する相談は、平成24年度に、これまで最も多かった解雇に関する相談を初めて上回り、以降、職場でのいじめや嫌がらせに関する相談は年々増加しており、全相談件数中最も多い件数で推移しております。

このような中で、職場のストレスによりメンタル不調を訴える労働者等からの、労災保険給付請求に関する相談も大幅に増加しています。

このような状況下、岩手労働局では、セクハラ、パワハラ等による精神障害の労災請求に関する相談窓口があり、臨床心理士の資格を持った担当者が相談に応じています。

セクシュアルハラスメント パワーハラスメント など

職場のストレスによる精神障害の労災保険
給付等の相談窓口の開設について

岩手労働局では、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のストレスによる精神障害の労災保険給付等について、臨床心理士の資格を有する専門調査員による相談窓口を開設しております。

こんなときに・・・

- ・職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントにより精神障害を発病した。
- ・職場におけるストレス等により精神障害を発病した。
- ・職場における出来事により精神障害を発病した。

など

相談日時・場所は・・・

- ・相談日時：毎月第1・第4木曜日（平成26年5月から左記に変更となります）
午前9時00分から12時00分まで
予約制ではありませんが、事前にご連絡をお願いいたします。
- ・相談場所：岩手労働局労働基準部労災補償課
（相談者のプライバシーに配慮した相談室での対応となります。）
盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号
盛岡第2合同庁舎 5階
- ・ご希望により、岩手県内の最寄りの労働基準監督署において出張相談も可能ですので、事前にご相談下さい。

《お問い合わせ先》

岩手労働局労働基準部労災補償課

電話：019-604-3009

FAX：019-604-1534

《中小企業・小規模事業者の皆さまへ》

よき人材は よき賃金から!

無料相談のご案内

まずは最低賃金総合相談支援センターへ
労務管理のプロである社会保険労務士が対応します

経営課題と労務管理の相談、専門家の派遣を実施

労働時間を見直したい
就業規則を作成したい、見直したい
助成金を申請したい
賃金制度を構築、見直したい
労働安全衛生管理体制をしっかりとりたい

岩手県最低賃金総合相談支援センター

協議場所 盛岡市山王町1-1 岩手県社会保険労務士会内 Tel.019-651-2373
奥州市水沢区佐倉河字石橋41 奥州市文化会館(2ホール)内 Tel.019-653-8077
久慈市新中の場5-28-4 久慈市中央公民館内 Tel.019-653-8077

実施期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日（土曜日・日曜日・祝日・8/13～8/15・12/28～1/3を除く）
但し、奥州市は、毎月第2週・月曜日・水曜日・木曜日・金曜日
久慈市は、毎月第4週・水曜日・木曜日・金曜日

受付時間 午前9時～午後5時 相談費用 無料



最低賃金引き上げに向けた専門家派遣・
相談等支援事業（岩手労働局委託事業）

「岩手産業保健推進センター」が 変わりました

岩手産業保健推進センターは、平成26年4月1日から①岩手産業保健推進センター事業、②地域産業保健事業、③メンタルヘルス対策支援事業の3事業を一括運営することとなり、名称も「岩手産業保健総合支援センター」と変更いたしました。なお、7箇所の地域産業保健センターに大きな変更はありません。

詳しくは、岩手産業保健総合支援センター
☎019-621-5366) まで

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善・改善基盤整備コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、
利用しやすくなりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など)

- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器(※1)
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器(※1)
- 労働能率の増進に資する設備・機器等(拡充)
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど)(※2)

などの
導入・更新

(※1) パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

(※2) 裏面5の要件を満たした場合のみ、支給対象となります。

2. 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を1日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を1時間以上削減させる	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる

3. 成果目標等の評価期間 ～評価期間が6か月から3か月に短縮されました

2の成果目標及び5の要件の実績評価期間は、事業実施期間中（平成27年1月末日まで）の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額 ～1の取組の実施に要した経費の一部を、2の目標達成状況に応じて支給します

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

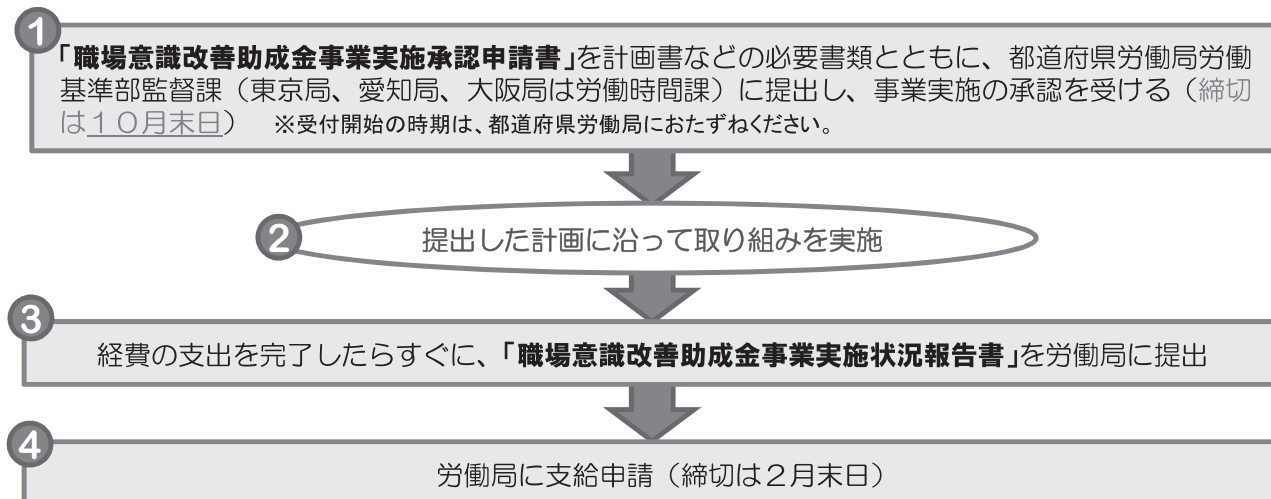
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	80万円	66万円	53万円

5. 労働能率の増進に資する機器等に係る支給要件

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組は、以下の全ての要件を満たさなかった場合、支給されません。

目的	要件	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が4日未満の場合は、年休取得日数を年休付与日数まで増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる	所定外労働時間数が5時間未満の場合は、所定外労働時間数を0まで削減させる

利用の流れ



お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部監督課または最寄りの労働基準監督署

詳しくはウェブページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html



交通事故によるケガの治療費の請求先は？

Q 従業員が会社の車を運転して得意先に向かう途中、交差点で別の車と衝突し、ケガをしてしまいました。病院には1週間ほど通院して治療を受けましたが、この事故で負ったケガの治療費は、自賠責保険に先に請求するのでしょうか、それとも、労災保険に先に請求するのでしょうか。

A 自動車事故により業務災害又は通勤災害を被った場合には、労災保険に対して保険給付を請求することができるほか、事故の相手方が加入している自賠責保険や自動車共済等に対しても、損害賠償の請求をすることができます。この場合、これらの請求をどちらを先に行うかは、あくまでも被災労働者の意思によって決められることになります。

しかしながら、自賠責保険等の場合は、仮渡金や内払金制度を利用することによって損害賠償の支払いが事実上速やかに行われること、また、自賠責保険等における損害の査定内容には、労災保険では支払われない慰謝料が含まれることなどから、被災労働者の救済を速やかに、か

つ、手厚く行う観点から、自賠責保険等と労災保険の双方の機関で協議を行い、原則、自賠責保険等の支払いを先に行うこととされています。ただし、被災労働者が労災保険からの給付を先に行うよう希望した場合は、労災保険の給付が先に行われます。

なお、自賠責保険等においては、傷害の場合の損害賠償額（又は保険額）の限度が120万円となっていますので、療養費、療養中の逸失利益（休業損害）及び慰謝料の合計金額が120万円を超えてしまっても120万円までしか支給されませんが、自賠責保険等でカバーできなかった治療費等は労災保険に請求することができますし、また加害者に対しても、民法上の損害賠償請求を行うことができることになります。

ご質問のケースでは、ケガの内容や程度にもよりますが、原則どおり自賠責保険等に先に治療費を請求していただければよろしいものと判断されます。

詳しくは、岩手労働局労災補償課（TEL 019-604-3009）、又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。



i

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

4月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	エヌエス環境(株)盛岡支店	盛岡市
盛岡	(株)エムツーコーポレーション	盛岡市
盛岡	(有)佐賀屋商事	盛岡市
盛岡	長山自動車工業(有)	盛岡市
盛岡	(有)南部ボデー製作所	盛岡市
盛岡	モバイルコミュニケーションズ(株)	盛岡市
盛岡	(協)盛岡手づくり村	盛岡市
盛岡	学校法人川前学園 あさひ幼稚園	滝沢市
盛岡	(有)吉田土木	雫石町
盛岡	葛巻町商工会	葛巻町
盛岡	(有)工藤管工	八幡平市
盛岡	(有)平舘タクシー	八幡平市
盛岡	吉田工業	八幡平市

支部名	事業所名	所在地
宮古	(株)コアクラフト	宮古市
宮古	佐々木産業(株)	宮古市
釜石	釜石ヒカリフーズ(株)	釜石市
釜石	(有)三浦屋石材店	大槌町
一関	(有)カーウイングワールド	一関市
一関	菅原製菓(株)	一関市
一関	(株)TMC経営支援センター	一関市
一関	(株)日本管財環境サービス大東事業所	一関市
一関	(株)藤沢牧場	一関市
一関	(合同)しづか亭	平泉町
大船渡	今野興業(株)	大船渡市
大船渡	日向工務店	陸前高田市

◆ 労働保険制度は、労働者が業務又は通勤により負傷したり病気になった場合や失業した場合等の際に、労災（補償）給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした国が行う保険事業です。

平成26年度の労働保険年度更新は、**6月1日(日)から7月10日(木)**までとなっています。事業主の皆様には、この期間中に平成25年度の保険料を確定・精算し、併せて平成26年度の概算保険料の申告・納付を行っていただくことになります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても申告・納付が必要になります。

年度更新申告書は5月末に各事業場へ送付される予定ですので、期日までに最寄りの金融機関等において手続きを終えるようお願いいたします。

労働保険年度更新に係るお知らせ



◆ 申請により、労働保険料・一般拠出金について、口座振替による納付を行うことができます。

口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

◆ 電子申請による年度更新手続きも可能となっておりますので、積極的な利用をお願いします。

◆ 厚生労働省では、年度更新業務の一部を民間事業者へ外部委託することとしています。後日、年度更新申告書等の記載内容について、委託業者から問い合わせをさせていただきますので、予めご了承ください。

◆ ご不明な点は、岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話019-604-3003）または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

『基本に返って 安全確認！ 高めよう 一人ひとりの安全意識』

死亡労働災害防止強化期間（5月1日～7月31日）スローガン

死 亡 災 害 速 報 （4月）

■宮古署 建設業（電気通信工事業） 4月30日 男(66) 交通事故（道路）

盛岡市で定期健康診断受診後、事業場に戻るため国道455号を走行中、運転を誤り道路左側の三田貝川に転落した。

講習会のお知らせ

26年8月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技	有機溶剤作業主任者技能講習	7/3(木)～4(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	7/22(火)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	本 部	15,660	2,160
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7/10(木)～11(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	プレス機械作業主任者技能講習	8/18(月)～19(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,512
	玉掛け技能講習	6/9(月)～11(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		6/19(木)～21(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/19(木)～20(金)・22(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/7(月)～9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/5(火)～7(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/5(火)～6(水)・8(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/6(水)～8(金)	久慈市文化会館アンバーホール	30	二戸支部		
		8/21(木)～23(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/21(木)～22(金)・24(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/25(月)～27(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
能	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	6/16(月)～19(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部	29,160	1,620
		6/17(火)～20(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/1(火)～4(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/1(火)・7(月)～9(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		7/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/18(金)～21(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/22(火)～25(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/22(火)・28(月)～30(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		8/25(月)～28(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
講	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	8/25(月)・29(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,880	1,620
	小型移動式クレーン運転技能講習	6/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		7/3(木)～5(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		7/3(木)～4(金)・6(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		7/8(火)～10(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/8(火)～9(水)・11(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		7/16(水)～18(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/28(月)～30(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/18(月)～20(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		8/20(水)～22(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
等	ガス溶接技能講習	7/1(火)～2(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,720	864
		7/28(月)～29(火)	金田一コミュニティセンター他	30	二戸支部		
		8/5(火)～6(水)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
		8/11(月)～12(火)	久慈市文化会館他	30	二戸支部		
	安全衛生推進者養成講習	8/6(水)～7(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,640	1,296
		8/27(水)～28(木)	新日鐵住金健康保険組合健康センター	30	釜石支部		

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特 別 教 育	クレーン運転業務特別教育	7/8(火)～9(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	8,640 9,720	1,645
	アーク溶接等の業務特別教育	6/19(木)～20(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
		6/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		7/30(水)～31(木)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
		8/26(火)～27(水)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
	粉じん作業特別教育	7/9(水)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,320 5,400	648
		8/5(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	7/22(火)～23(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/20(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,480 7,560	648
		7/17(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
		8/8(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	研削といしの取替え等の業務特別教育	6/17(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 6,480	1,188
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/15(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
		8/5(火)	アイ・ドーム	20	一関支部		
そ の 他	職長教育	6/17(火)～18(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	864
		7/3(木)～4(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部		
		7/8(火)～9(水)	二戸市民文化会館	30	二戸支部		
	職長・安全衛生責任者教育	6/26(木)～27(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部	11,880 12,960	1,512
	安全管理者選任時研修	8/4(月)～5(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,960 15,120	1,512
	刈払機取扱作業従事者安全衛生教育	6/6(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	6,480 7,560	2,500
	危険予知普及講習	8/22(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,616 6,696	648
	安全担当者研修会	6/16(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会 員 非会 員	無 料 1,000
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/12(木)～13(金) 及び 6/19(木)～20(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,960 15,120	6,696

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段（斜字）＝会員以外です。
 ■ 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
 ■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

(花巻支部の電話・FAXは変更になりました)

クイズプレゼント

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●5月号の正解

労働保険制度は、労災(補償)給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした国が行う保険事業です。

平成25年度の保険料を確定・精算し、併せて平成26年度の概算保険料の申告・納付を行う労働保険年度更新の期間はいつからいつまででしょうか。

- ① 6月1日(日)から6月30日(月)
- ② 6月1日(日)から7月10日(木)
- ③ 6月1日(日)から7月25日(金)

ヒント 本誌9ページに関連記事

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成26年6月25日(水)消印有効

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

③



八幡平市の鳥 ヤマドリ

写真提供：八幡平市

日本の固有種。名前は有名だが、野外で出会うのは少し困難な鳥でもあります。キジ科の留鳥で、まだら模様のある茶褐色の羽毛と筋模様の長い尾のある美しい鳥で、市内全域の山林に生息し、八幡平市民に馴染みの深い鳥です。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

感動と言葉にすると薄くなる

本当に感動した時は、すぐには言葉が出てきません。あまりにも美辞麗句が含まれた褒め言葉は、かえって嘘かなと勘がられます。ほどほどが肝要です。

(川柳原生林3月号〈杜若〉浅沼よし子作品より)

岩手の死亡災害(4月末)

製造業	1	(0)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(0)
運輸交通業	1	(0)
林業	0	(1)
商業	3	(1)
その他	4	(1)

累計 13 (3)
() 内は前年同期

編集後記

水田の苗もいよいよ色濃く小気味いほどの縞模様に、にぎやかなかえるの合唱、この時季ならではの風物詩である。

ついこの間まで、慣れない雪と厳しい寒さに堪え凌いできたと思ったら、暑気にわかに加わり熱中症予防が叫ばれる時季となり、身体にとっても試練の連続である。過去に1ヶ月に2回も熱中症になった若者がいた。いろいろな要因が重なって起こったと思う

が、普段から朝飯抜きが習慣となっていたようである。

人間の身体にとって一番大事なことは「食べる」ことであり、特に朝食は「金」といわれるほど大切である。世界文化遺産にも登録された「日本食」文化に感謝しながら、「金」「銀」「銅」と三食しっかり食べしっかり眠り、免疫力を高めて体調管理につとめたいものだ。

発行 平成26年6月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 黒沢雄幸